

下呂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 1 月 24 日

下呂市教育委員会委員長

平成 26 年下呂市教育委員会規則第 1 号

下呂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

下呂市立小中学校管理規則（平成 16 年教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 章 学校事務、情報管理（第 40 条・第 41 条）」を「第 9 章 学校事務、情報管理（第 40 条—第 41 条）」に改める。

第 17 条第 1 項中「、生徒指導主事、司書教諭及び事務主任」を「、生徒指導主事及び司書教諭」に改め、同条中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とし、第 10 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（事務長及び事務主任）

第 17 条の 2 学校に事務長又は事務主任を置くことができる。

2 事務長又は事務主任は、原則として事務職員をもってこれに充てる。

3 事務長又は事務主任は、校長の監督を受け、財務、施設管理及び情報管理等の学校事務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

第 18 条第 3 項中「前条第 8 項」を「第 17 条第 7 項」に改める。

第 20 条中「第 17 条及び第 18 条」を「第 17 条、第 17 条の 2 及び第 18 条」に改める。

第 40 条第 2 項中「事務主任」を「事務長又は事務主任」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（学校運営支援室）

第 40 条の 2 教育委員会は、学校事務を共同で実施するため、学校運営支援室を置くことができる。

2 学校運営支援室の組織及び運営に関する事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。